



お申し込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申し込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

- お申し込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報」のほか、「パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(保障の対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要・注意喚起情報」は大切に保管してください。

ご契約後のお問い合わせ・手続きについて

- ご契約後のお問い合わせ・手続きなどは、引受保険会社および募集代理店にて受け付けております。
- 募集代理店では、当該募集代理店が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせなどを対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、引受保険会社が、募集代理店より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金などの請求手続きや各種手続方法のご照会などについて、引受保険会社にて対応させていただく場合があります。
- 募集代理店が共同募集を行っている場合、募集代理店間の業務内容については、当該募集代理店にご確認ください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

- 「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」に記載のない特約の付加などをご検討される場合はアフラックにお問い合わせください。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
<募集代理店>

◎この「契約概要・注意喚起情報」にある保障内容などは、2022年3月22日現在のものです(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保障内容を変更する場合があります)。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社> 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



「本冊子」や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01~19

- 01 「医療保険 EVER Prime」「医療保険 レディース EVER Prime」の特長 01
- 02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) 02
- 03 給付金のお支払いなど 04
- 04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金 11
- 05 保険料のお払込方法 12
- 06 保険料お払い込みの流れ 14
- 07 保険料に関する留意事項 16
- 08 お引き受けの条件 17
- 09 特約の更新 19

注意喚起情報

P.20~28

- 01 反社会的勢力に該当する場合 20
- 02 告知義務 20
- 03 クーリング・オフ制度 21
- 04 保障の開始 22
- 05 お支払いできない場合 23
- 06 給付金などのご請求 24
- 07 ご契約の無効および失効・復活 24
- 08 解約と解約払戻金 25
- 09 新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し 25
- 10 契約内容の見直し方法 26
- 11 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 27
- 12 照会・相談・苦情の窓口 27
- 13 その他ご確認いただきたい事項 28

その他重要事項

P.29~32

- 01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ) 29
- 02 乳幼児医療費助成制度 29
- 03 ダックの医療相談サポート 29
- 04 ご契約者様専用サイト 31
- 05 Web約款について 32

本冊子で使用するマークについて

	お客さまにとって不利益となる事項を含む、とくに ご確認いただきたいポイントを記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載して います。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどを
わかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約に
ついてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1 この「契約概要」には、契約内容に関する重要
事項のうち、**とくに**ご確認いただきたい事項
を記載しています。ご契約前に必ずお読み
いただき、内容をご確認・ご了解のうえ、
お申し込みください。

2 支払事由やお支払いに際しての制限事項
は、概要や代表事例を記載しています。
ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、
支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語
の説明などについては、「**ご契約のしおり・
約款**」をご確認ください。

01 「医療保険 EVER Prime」「医療保険 レディース EVER Prime」の特長

病気(がんを含む)・ケガを一生涯保障する医療保険です。主契約の保障に加え、特約などを付加
することで保障内容を充実させることができます。

「医療保険 EVER Prime」(以下、「EVER Prime」といいます)
「医療保険 レディース EVER Prime」(以下、「レディース EVER Prime」といいます)しくみ図

主契約・特約・特約名称	給付金など	プランをお選びいただけます				保険期間
		EVER Prime 充実プラン	EVER Prime 基本プラン	レディース EVER Prime 充実プランL	レディース EVER Prime 基本プランL	
主契約 医療保険 〔無解約払戻金2020〕	疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金	●*1	●*1	●*1	●*1	終身
健康祝金特約*2	健康祝金	○	○	○	○	
三大疾病無制限入院特約	三大疾病無制限入院給付金	●	—	●	—	
女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	—	—	●	●	
通院特約*3	疾病通院給付金 災害通院給付金	●	●	●	●	10年満期 自動更新
総合先進医療特約*3	先進医療給付金	●	●	●	●	
三大疾病保険料 払込免除特約*4	保険料払込免除	○	○	○	○	がんの保障 待ち期間 あり
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金	○	○	○	○	終身 がんの保障 待ち期間 あり
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	○	○	○	○	60・65・70歳 満期
精神疾患保障一時金特約*5	精神疾患保障一時金	○	○	○	○	
介護一時金特約	介護一時金	○	○	○	○	終身
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	○	○	○	○	

*1 「外来手術増額特約」が付加されています(金融機関によって特約のお取り扱いが異なります)。 *2 契約時のみ付加できます。
「健康祝金特約」の中途解約はできません。被保険者が90歳となる年単位の**契約応当日**(P.05を参照)の翌日以後は、健康祝金のお支払いは
ありません。 *3 ご希望により特約を付加しないでお申し込みいただくこともできます。 *4 契約時のみ付加できます。 *5 <就労
所得保障一時金特約>と同時に申し込みいただく場合に限り付加できます。

- ▶▶ **待ち期間** について、詳しくは **注意喚起情報 P.22~23** をご確認ください。
- ▶▶ **自動更新** について、詳しくは **09 特約の更新 P.19** をご確認ください。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容(保険期間、保険料払込期間)は、以下のとおりです。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間
医療保険 EVER Prime 三大疾病無制限入院特約 女性疾病入院特約 通院特約 三大疾病一時金特約 介護一時金特約 認知症介護一時金特約 三大疾病保険料払込免除特約	主契約 医療保険〔無解約払戻金2020〕 三大疾病無制限入院特約〔2020〕 女性疾病入院特約〔2020〕 通院特約〔2020〕 三大疾病一時金特約〔2020〕 介護一時金特約 認知症介護一時金特約 三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕	終身	終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済 5年払済 10年払済
就労所得保障一時金特約 精神疾患保障一時金特約	就労所得保障一時金特約 精神疾患保障一時金特約	60歳満期 65歳満期 70歳満期	60歳 2年払済 5年払済 10年払済 65歳 2年払済 5年払済 10年払済 70歳 2年払済 5年払済 10年払済
総合先進医療特約	総合先進医療特約〔2012〕	2年満期*2 *3 5年満期*2 *3 10年満期*2 *3	2年 5年 10年

*1 <三大疾病保険料払込免除特約>の保険期間(保険料払込免除となる期間)は、主契約の保険料払込期間と同一になります。ただし、主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済・2年払済・5年払済・10年払済で、付加された<総合先進医療特約>が更新可能な場合、保険期間は終身となります。

*2 自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。

*3 契約時に主契約の保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき、保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。

▶▶保険料払込期間については、05 保険料のお払込方法 [P.12~13] をあわせてご確認ください。

▶▶特約の更新について、詳しくは 09 特約の更新 [P.19] をご確認ください。

■契約年齢について

契約年齢は主契約の保険料払込期間によって異なります。

	正式名称	保険期間	保険料払込期間					
			終身払	60歳払済	65歳払済	2年払済	5年払済	10年払済
契約年齢	主契約 医療保険〔無解約払戻金2020〕	終身	0歳~満85歳	0歳~満55歳	0歳~満60歳	0歳~満85歳	0歳~満85歳	0歳~満85歳
	三大疾病無制限入院特約〔2020〕 女性疾病入院特約〔2020〕 通院特約〔2020〕 三大疾病一時金特約〔2020〕	終身	0歳~満85歳	0歳~満55歳	0歳~満60歳	0歳~満85歳	0歳~満85歳	0歳~満85歳
	総合先進医療特約〔2012〕	10年満期	0歳~満85歳	0歳~満55歳	0歳~満60歳	0歳~満85歳	0歳~満85歳	0歳~満85歳
	介護一時金特約 認知症介護一時金特約	終身	満18歳~満85歳	満18歳~満55歳	満18歳~満60歳	満18歳~満85歳	満18歳~満85歳	満18歳~満85歳
	就労所得保障一時金特約 精神疾患保障一時金特約	60歳満期	満18歳~満55歳	満18歳~満55歳	満18歳~満55歳	満18歳~満55歳	満18歳~満55歳	満18歳~満50歳
		65歳満期	満18歳~満60歳	———	満18歳~満60歳	満18歳~満60歳	満18歳~満60歳	満18歳~満55歳
70歳満期		満18歳~満65歳	———	———	満18歳~満65歳	満18歳~満65歳	満18歳~満60歳	



- 契約時には特約のみのお申し込みはできません。主契約と同時に申し込みください。
- 主契約の保険料払込期間が2年・5年・10年払済の場合には、特約の中途付加はできません。
- <三大疾病保険料払込免除特約>の中途付加はできません。
- 保険料を前納した期間は、特約の中途付加はできません。
- 主契約の保険料払込期間満了後は、特約の中途付加はできません。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶詳しくは [しおり](#) 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「特別保険料率に関する特則」について

- 被保険者の健康状態によっては、お申し込みの契約(付加可能な特約を含む)のすべて、または主契約・一部の特約について「特別保険料率に関する特則」を付加して割増された保険料をお払い込みいただくことで、ご契約をお引き受けする場合があります。その場合、お申し込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。
 - <就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約>には、「特別保険料率に関する特則」のお取り扱いはありません。ただし、<就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約>に加えて<三大疾病保険料払込免除特約>を付加する場合、<三大疾病保険料払込免除特約>部分の保険料率のみ「特別保険料率に関する特則」を付加した保険料率となる場合があります。
 - 本特則のみを中途解約することはできません。
- ※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が責任開始期となります。ただし、<三大疾病保険料払込免除特約> <三大疾病一時金特約>のがん(悪性新生物)の保障開始までには3カ月の待ち期間があります。

※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

▶▶保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報](#) [P.22~23] をご確認ください。

03 給付金のお支払いなど

▶▶参照 **しおり** 「EVER Prime」について

支払事由などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

主契約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
医療保険 〔無解約払戻金 2020〕	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を 目的として入院したとき	<ul style="list-style-type: none"> 入院日数10日以内の場合、入院給付金日額×10 入院日数11日以上の場合、1日につき入院給付金日額 	<ul style="list-style-type: none"> 支払限度の型：60日型または120日型 病気・ケガそれぞれ、1回の入院（用語）につき最高60日（120日型は120日）まで 病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで
	手術給付金	①特定手術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×40	<ul style="list-style-type: none"> 一連の手術（用語）については、14日間に1回を限度 支払回数無制限
		②入院中に手術を受けたとき（①および④を除く）	1回につき入院給付金日額×10 「入院手術・放射線治療増額特則」*を付加した場合	
		③外来による手術を受けたとき（①および④を除く）	1回につき入院給付金日額×5 「外来手術増額特則」*を付加した場合	
		④責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、骨髄幹細胞の採取術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10 「入院手術・放射線治療増額特則」*を付加した場合	
	放射線治療給付金	病気・ケガの治療を目的とする放射線治療を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10 「入院手術・放射線治療増額特則」*を付加した場合	<ul style="list-style-type: none"> 複数回受けた場合、施術の開始日から60日に1回を限度 支払回数無制限

* 契約時に「入院手術・放射線治療増額特則」、「外来手術増額特則」を付加した場合、給付金額を増額することができます。（金融機関によって特則のお取り扱いが異なります。）

用語

「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日（120日型は120日）を適用します。

疾病入院給付金 災害入院給付金	疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院（原因が異なる入院も含む）した場合
--------------------	--------------------------------------------------------------------

「一連の手術」とは

つぎの①②両方に該当する手術のことを指します。

- ① 同一の手術を複数回受けた場合
- ② ①の手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合

例：下肢静脈瘤手術（硬化療法）、網膜光凝固術など（2022年3月現在）

特約・特則名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
健康祝金特則	健康祝金*1	つぎの①②③すべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日*2に被保険者が生存しているとき ②健康祝金支払判定期間*3における入院日数が継続して10日以上入院に対する疾病入院給付金が支払われなかったとき ③健康祝金支払判定期間*3における入院日数が継続して10日以上入院に対する災害入院給付金が支払われなかったとき	1回の健康祝金の支払につき、入院給付金日額×5	被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日まで
三大疾病無制限入院特約〔2020〕	三大疾病無制限入院給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん（悪性新生物）、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院*4 ②つぎの（ア）または（イ）いずれかに該当する入院（ア）主契約で支払われる1回の入院の支払限度日数をこえる入院（イ）主契約で支払われる入院給付金の通算支払限度日数をこえる入院	特約給付金額×支払事由を満たす入院日数	支払日数無制限
女性疾病入院特約〔2020〕	女性疾病入院給付金	女性特定疾病の治療を目的として入院したとき	1日につき女性疾病入院給付金日額	<ul style="list-style-type: none"> 1回の入院（用語）につき最高60日（120日型は120日）まで 通算1,095日まで
通院特約〔2020〕	疾病通院給付金	疾病通院期間（用語）中に、つぎの①②③いずれかに該当する通院をしたとき ①主契約の疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった病気の治療を目的とする通院 ②主契約の手術給付金が支払われる手術*5の原因となった病気の治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療の原因となった病気の治療を目的とする通院	1日につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 病気・ケガそれぞれ疾病・災害通院期間中、最高30日まで 病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで
	災害通院給付金	災害通院期間（用語）中に、つぎの①②③いずれかに該当する通院をしたとき ①主契約の災害入院給付金が支払われる入院の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ②主契約の手術給付金が支払われる手術*5の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院		

*1 アフラック所定の利率による利息を付けて自動的に据え置きます。所定の利率について詳しくは、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。

*2 契約日から起算した3年ごとの年単位の契約応当日（用語）のことをいいます。

*3 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。

*4 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

*5 骨髄幹細胞の採取術を除きます。

次ページへ続く▶

用語

「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日（120日型は120日）を適用します。

女性疾病入院給付金	支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に、同一または医学上重要な関係がある入院をした場合
-----------	-----------------------------------------------------

「疾病（災害）通院期間」とは

つぎの①および②をあわせた期間

①入院開始日の前日または手術*5もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって、60日以内の期間

②退院日の翌日または手術*5もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間

※入院・手術・放射線治療を2回以上した場合で、疾病通院期間が重複するときは、重複したすべての疾病通院期間の初日から最終日までの期間を同一の疾病通院期間とします（災害通院期間についても同様です）。

「契約応当日」とは

ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
総合先進医療特約〔2012〕	先進医療給付金	病気・ケガで 先進医療 補足 を受けたとき	1回につき先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで

特約名称	保障内容	免除事由
三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕	保険料払込免除	つぎのいずれかの免除事由に該当した場合は、その後の主契約および特約の保険料のお払い込みを免除します。 ①初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*をしたとき ③心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*をしたとき

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
三大疾病一時金特約〔2020〕	三大疾病一時金	①第1回 つぎのいずれかに該当したとき (ア)初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*をしたとき (ウ)心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*をしたとき ②第2回以降 前回の三大疾病一時金のお支払いから1年以上経過後に、つぎのいずれかに該当したとき (ア)がん(悪性新生物)でつぎのいずれかに該当したとき (a)初めてがんと診断確定されたとき (b)上記(a)以外の場合：がんと診断確定されていて、治療を目的として入院をしているとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*をしたとき (ウ)心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*をしたとき	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 1年に1回を限度 支払回数無制限

* 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

補足

「先進医療」とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	就労困難状態A に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

• **就労困難状態A**とは、つぎの①②いずれかに該当する状態をいいます。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
②在宅療養	つぎのいずれかに該当する状態 (ア)医師の指示にもとづく在宅療養 医師による治療*1が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し*2、自宅などからの外出が困難な状態*3 (イ)特定障害状態 国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に相当するものとして約款に定めた状態 (ウ)障害等級1級または2級に認定 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態*4 *5

- *1 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおよび柔道整復など)は含まれません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。例えば、再発防止や疾病予防を目的とする投薬のみを行っているケースは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。例えば、散歩、買い物などの行為は、リハビリに該当しません。
- *2 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。例えば、アルコール性肝疾患で禁酒の指示が出されているにもかかわらず、飲酒している場合は、治療に専念していることにはなりません。
- *3 「自宅などからの外出が困難な状態」とは、つぎの①および②を満たすものをいいます。
①病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅などに制限されていること
②上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因にもとづくこと
- *4 国民年金の保険料未納などの特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、アフラックが認めたときは、障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。
- *5 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、「精神障害以外の障害または病状」が障害等級2級に満たない状態を除きます。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金	所定の精神疾患により、 就労困難状態B に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

精神疾患とは、つぎの状態などを指します。

- 症状性を含む器質性精神障害
- 気分[感情]障害
- 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ※ただし、薬物依存を除きます。
- 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
- 成人の人格および行動の障害

● **就労困難状態B**とは、つぎの①②③いずれかに該当する状態をいいます。

- ①入院
医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、つねに医師の管理下において治療に専念すること
- ②国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態*1
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態

*1 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、精神障害が障害等級2級に満たない状態を除きます。

特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度
介護一時金特約	介護一時金	つぎの①②③いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②日常生活動作における要介護状態*2が180日以上継続したと医師によって診断されたとき ③認知症による要介護状態*3が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	認知症による要介護状態*3が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

*2 「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)(2)両方に該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

- (1) つぎの①②いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること
①寝返り ②歩行
- (2) つぎの①②③④のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること
①衣服の着脱 ②入浴 ③食物の摂取 ④排泄

※「日常生活動作における要介護状態」の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

*3 「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

- 「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)両方に該当する所定の認知症をいいます。
- (1) 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害」とは、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当することをいいます。

- (1) 常時、時間の見当識障害があること
・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
- (2) 場所の見当識障害があること
・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
- (3) 人物の見当識障害があること
・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

保障内容に関する注意事項

詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

医療保険〔無解約払戻金2020〕

■ 疾病入院給付金・災害入院給付金

支払対象	帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ● 正常分娩のための入院 ● 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 ● 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院 ● 骨髄幹細胞の採取術のための入院

- 疾病入院給付金と災害入院給付金は**重複してお支払いしません。**
- 疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)した場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通算し、支払限度日数60日(120日型は120日)を適用します。そのため、すでに10日分をお支払いしている場合には、通算した入院日数から10日分を差し引いてお支払いします。

■ 手術給付金

● 手術料が1日につき算定される手術を受けた場合について

- 手術給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術(「大動脈バルーンパンピング法(IABP法)」など 2022年3月現在)に該当するときは、その手術料の算定開始日に対してのみ手術給付金をお支払いします。

● 「特定手術」について

支払対象	<p>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、つぎの「特定手術」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ● 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ● 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ● 心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓(臓器の全体または一部)の日本国内で行われた移植手術(臓器移植については、ドナー側は対象外)
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

● 「入院中の手術」や「外来による手術」について

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ● 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ● 「特定手術」に該当する手術 ● 先進医療に該当する場合 ● 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) ● 切開術(皮膚、鼓膜) ● 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 ● 抜歯 ● 異物除去(外耳、鼻腔内) ● 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲介粘膜) ● 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

● 「骨髄幹細胞の採取術」について

支払対象	骨髄幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます)
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ● 臍帯血幹細胞の採取 ● 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合

■ 放射線治療給付金

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ● 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ● 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 ● 先進医療に該当する場合

三大疾病無制限入院特約〔2020〕、三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕、三大疾病一時金特約〔2020〕

- <三大疾病保険料払込免除特約><三大疾病一時金特約>の「がん(悪性新生物)の保障開始」について
 - **がんの保障開始には、3カ月の(待ち期間)があります。**詳しくは **注意喚起情報 P.22~23** をご確認ください。
3カ月の(待ち期間) 中にがんと診断確定された場合、保険料は免除されません。また、<三大疾病保険料払込免除特約>および<三大疾病一時金特約>のがんの保障はなくなります。
そのため、診断確定の日から6カ月以内に契約者からお申し出があったときは、<三大疾病保険料払込免除特約><三大疾病一時金特約>を無効とします。お申し出がないときは、心疾患・脳血管疾患を対象として保障を継続します。

● <三大疾病無制限入院特約><三大疾病保険料払込免除特約><三大疾病一時金特約>の対象となる「三大疾病」について

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①がん(悪性新生物)	<ul style="list-style-type: none"> ● 約款に分類されている悪性新生物 ● 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性新生物は対象になりません。
②心疾患	<ul style="list-style-type: none"> ● 約款に定める心疾患
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
③脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> ● 約款に定める脳血管疾患
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ● くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

女性疾病入院特約〔2020〕

支払対象	● 約款に分類されている女性特定疾病	
	女性特有の病気	切迫流産、妊娠悪阻、卵巣機能障害、子宮体がん、子宮頸部上皮内新生物など
	女性がかかりやすい病気	乳がん、関節リウマチ、甲状腺機能低下症、貧血、腎盂腎炎、膀胱炎、下肢静脈瘤など
	悪性新生物・上皮内新生物	肺がん、大腸の粘膜内がんなど
支払対象外	正常分娩、美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術など	

- 主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する場合は**重複してお支払いします。**

通院特約〔2020〕

支払対象	往診
支払対象外	薬の受け取りのみの場合など

- 入院している日については、**疾病通院給付金・災害通院給付金はお支払いしません。**
- 疾病通院給付金と災害通院給付金の両方の支払事由に該当した場合は、**災害通院給付金をお支払いします。**

就労所得保障一時金特約

支払対象	てんかんと診断され、 就労困難状態A に該当した場合
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ● 働けない状態であっても、約款に定める 就労困難状態A に該当していないとき ● 精神障害や妊娠・出産などを原因として 就労困難状態A に該当したとき ● 医師の指示がないにもかかわらず、自らの意思で自宅などにとどまっているとき* ● 医師による治療を受けている場合でも、外出できる状態のとき* (病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除く)

* 特定障害状態に該当している場合または障害等級1級・2級に認定されている場合を除きます。

- <就労所得保障一時金特約>の保険期間満了前60日以内に **就労困難状態A** に該当し、保険期間満了後にその **就労困難状態A** が60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。

※ **就労困難状態A** については、**P.07** をご覧ください。

精神疾患保障一時金特約

支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる精神疾患で、医師の指示にもとづき在宅療養をしている場合 ● てんかんと診断され、就労困難状態B に該当した場合
● <精神疾患保障一時金特約>の保険期間満了前60日以内に 就労困難状態B に該当し、保険期間満了後にその 就労困難状態B が60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。	
※ 就労困難状態B については、 P.08 をご覧ください。	

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

女性疾病入院特約〔2020〕	● 通算支払限度に達したとき
通院特約〔2020〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 給付金のすべての通算支払限度に達したとき ● 主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度に達したとき
総合先進医療特約〔2012〕	● 通算支払限度に達したとき
就労所得保障一時金特約	● 就労所得保障一時金が支払われたとき
精神疾患保障一時金特約	● 精神疾患保障一時金が支払われたとき
介護一時金特約	● 介護一時金が支払われたとき
認知症介護一時金特約	● 認知症介護一時金が支払われたとき

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶解約払戻金について、詳しくは **しおり 解約と解約払戻金について** をご確認ください。

契約者配当金	この商品には、 契約者配当金はありません。				
解約払戻金	● 主契約 医療保険〔無解約払戻金2020〕				
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>終身払の場合</td> <td>解約払戻金はありません。</td> </tr> <tr> <td>払済の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 ● 保険料払込期間満了後、解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額をお支払いします。 </td> </tr> </tbody> </table>	終身払の場合	解約払戻金はありません。	払済の場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 ● 保険料払込期間満了後、解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額をお支払いします。
終身払の場合	解約払戻金はありません。				
払済の場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 ● 保険料払込期間満了後、解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額をお支払いします。 				
	● 特約や特則	解約払戻金はありません。			
払戻金	● 主契約 医療保険〔無解約払戻金2020〕	払済の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときは、主契約の解約払戻金と同額の払戻金をお支払いします。			

※上記のほかに、未経過保険料などがある場合はお返しします。

⚠ 「健康祝金特則」を付加する場合にご注意いただきたいこと

- 払済の場合、保険料払込期間満了後の解約払戻金は入院給付金日額の10倍となりますが、累計払込保険料に比べて大幅に少額となります。
- 「健康祝金特則」を付加する場合、「健康祝金特則」を付加しない場合と比べて、累計払込保険料と解約払戻金額の差が大きくなります。
- 払済の場合の累計払込保険料と解約払戻金の推移(例)は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

05 保険料のお払込方法

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢によって決まります。
- 具体的な保険料についてはパンフレット「保険料」、「設計書」をご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは **02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)** [P.02~03] をご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込免除について、詳しくは **07 保険料に関する留意事項** [P.16] をご確認ください。
- ▶▶ 特約の更新について、詳しくは **09 特約の更新** [P.19] をご確認ください。

お払込方法

保険料のお払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。
また、保険料払込期間が2年払済・5年払済・10年払済の場合、保険料払込期間満了日までの保険料をまとめてお払い込みいただく方法(前納)があります。
詳しくは**前納の場合** [P.13] をご確認ください。

保険料払込期間とお払い込みのイメージ

終身払・払済の場合

保険料払込期間には、「終身払」「60歳払済・65歳払済」「2年払済・5年払済・10年払済」があります。

終身払	契約時のまま、保険料は定額です。	
60歳払済 65歳払済	満60歳または満65歳の誕生日の直後に迎える年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。	<p>〈例〉契約日が7月1日、誕生日が5月1日の場合</p>
2年払済 5年払済 10年払済	契約日から2年後、5年後または10年後の年単位の契約応当日から保険料の負担がなくなります。	

更新がある特約の保険料払込み **総合先進医療特約**

- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払い込みいただきます。
- 保険料のお払い込みが免除された特約は、更新後も保険料のお払い込みは不要です。
- 主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払い込みいただくことにより継続できます。

満期がある特約の保険料払込み **就労所得保障一時金特約** **精神疾患保障一時金特約**

- 保険料は、**保険期間満了年齢の誕生日の直後に迎える年単位の契約応当日の前日まで** お払い込みいただきます。ただし主契約の保険料払込期間が2年払済・5年払済・10年払済の場合は、主契約の保険料払込期間満了日までお払い込みいただきます。

前納の場合

前納 2年間 5年間 10年間	保険料払込期間が2年払済・5年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、契約時にまとめてお払い込みいただきます。
--------------------------	----------------------------------------------------------------

更新がある特約の保険料払込み **総合先進医療特約**

- 主契約の保険料払込期間満了日までの保険料を、契約時にまとめてお払い込みいただきます。
- 契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。
- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払い込みいただきます。
- 保険料のお払い込みが免除された特約は、更新後も保険料のお払い込みは不要です。
- 主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払い込みいただくことにより継続できます。

満期がある特約の保険料払込み **就労所得保障一時金特約** **精神疾患保障一時金特約**

- 保険料払込期間が2年払済・5年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、契約時にまとめてお払い込みいただきます。

補足

- 契約時にまとめてお払い込みいただいた保険料(前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- 半年払・年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払い込みが不要となった場合には、半年払保険料・年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。
- 前納では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡などにより保険料のお払い込みが不要となった場合には、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。
- 前納は、貯蓄型のプランではありません。したがって満期保険金ではなく、解約された場合もお返しする解約払戻金や未経過保険料などは、前納保険料を下回りますのでご注意ください。
- 保険料を前納した期間は、給付金などの減額など契約内容の変更が制限されます。

06 保険料お払い込みの流れ

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払いについて

お申し込みから保険料お払い込みの流れは、お払込方法により異なります。なお、**<三大疾病保険料払込免除特約><三大疾病一時金特約>のがん(悪性新生物)の保障開始には、3カ月の「待ち期間」(保障されない期間)があります。**

▶▶保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報 P.22~23** をご確認ください。

※つぎに記載以外の例については、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

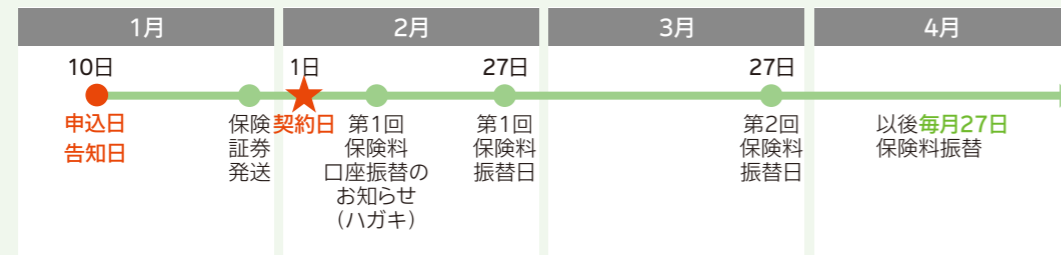
「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払い込みの流れ

終身払・払済の場合

★**契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈月払の例〉申込日・告知日が1月10日の場合



※お申し込みの時期などによっては、初回の保険料振替の際に2カ月分の保険料合計額を振り替える場合があります。初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にてご確認ください。

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈月払の例〉申込日・告知日が1月10日の場合



前納(2年間・5年間・10年間)の場合

前納保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただきます。

★**契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈例〉申込日・告知日が1月10日の場合



「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払い込みの流れ

終身払・払済の場合

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈月払の例〉告知日が1月10日、第1回保険料振替日が2月27日の場合



※アフラックが毎月15日までに申込書を受け付けした場合、第1回保険料振替日は翌月になります。毎月16日以降に申込書を受け付けした場合、第1回保険料振替日は翌々月になります。

2 第1回目の保険料はお払い込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈月払の例〉告知日が1月10日、第1回保険料受取日が1月13日の場合



前納(2年間・5年間・10年間)の場合

前納保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただきます。

★**契約日**：告知日またはアフラックが前納保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈例〉告知日が1月10日、前納保険料受取日が1月13日の場合



補足

- ・契約日までに誕生日を迎える方は、契約日を指定できる場合があります。詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。
- ・保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日になります。
※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日になります。

07 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

所定の高度障害状態になった場合、または不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になった場合は、その後の保険料のお払い込みを免除します。

▶▶詳しくは [しおり](#) 「EVER Prime」のお支払について をご確認ください。

＜三大疾病保険料払込免除特約＞について

この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

※＜三大疾病保険料払込免除特約＞を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も＜三大疾病保険料払込免除特約＞を付加した保険料となります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、＜三大疾病保険料払込免除特約＞を解約することができます。解約後の保険料は＜三大疾病保険料払込免除特約＞を付加していない場合の保険料になります。

▶▶詳しくは [しおり](#) 「三大疾病保険料払込免除特約」について をご確認ください。

保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払い込みいただく前納制度があります。

▶▶詳しくは [しおり](#) 保険料の前納 をご確認ください。

累計払込保険料について

●＜就労所得保障一時金特約＞＜介護一時金特約＞＜認知症介護一時金特約＞を付加した場合、契約内容（「特別保険料率に関する特則」の付加の有無を含む）や経過年数などによっては特約給付金額が特約の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

●一般的に同一の保障内容の場合、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が累計払込保険料は少なくなりますが、契約年齢等一部の条件下においてこれが逆転する場合があります。

08 お引き受けの条件

●契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります（法人契約は除きます）。

●被保険者の健康状態やお仕事の内容などによっては、お申し込みをお引き受けできない場合があります。また、健康状態によって主契約またはそれぞれの特約について「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引き受けできる場合があります。

特別条件特則*	特定疾病・部位不担保法	アフラックが指定した特定の疾病・部位について所定の期間、保障しない条件でご契約をお引き受けするものです。
	特定高度障害状態不担保法	高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは保障しない条件でご契約をお引き受けするものです。
特別保険料率に関する特則		割り増しされた保険料をお払い込みいただくことでご契約をお引き受けするものです。

* 主契約に特定高度障害状態不担保法による特別条件特則が付加されている場合は、特約にも本特則が付加され特定高度障害状態不担保法が適用されるものとします。

●現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申し込みいただけません。

●下記の契約の限度のほか、被保険者お1人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。

一部の通算限度については下記に記載をしていますが、詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

主契約・特約名称	契約の限度
主契約 医療保険 〔無解約払戻金2020〕	●入院給付金日額 1契約につき、20,000円まで（5,000円以上、1,000円単位） ※契約日の年齢が満40歳以上の方は、入院給付金日額3,000円以上ただし、「レディース EVER Prime」は、入院給付金日額5,000円からです。 ※契約日の年齢が満71歳以上の方は、入院給付金日額10,000円まで、未就学のお子さまは入院給付金日額5,000円までとなります。 ※その他、お仕事の内容によっては5,000円までとなる場合があります。
三大疾病無制限入院特約 〔2020〕	●特約給付金額 主契約の入院給付金日額と同額まで（3,000円以上、1,000円単位）
女性疾病入院特約 〔2020〕	●女性疾病入院給付金日額 5,000円のみ（固定） ●1契約につき、1特約のみ ※アフラックの女性の入院に関する特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
通院特約 〔2020〕	●通院給付金日額 主契約の入院給付金日額と同額 または10,000円のいずれか小さい金額 ただし、金融機関によって以下のお取り扱いもあります。 主契約の入院給付金日額と同額または10,000円のいずれか小さい金額まで（1,000円以上、100円または1,000円単位）

特約名称	契約の限度
総合先進医療特約 〔2012〕	●1契約につき、1特約のみ ※アフラックの先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
三大疾病一時金特約 〔2020〕	●特約給付金額 主契約の入院給付金日額の200倍または200万円のいずれか小さい金額まで(30万円以上、10万円単位)
就労所得保障一時金特約	●特約給付金額 1契約につき、200万円まで(30万円以上、10万円単位)
精神疾患保障一時金特約	●特約給付金額 1契約につき、100万円まで(30万円以上、10万円単位) ※<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みいただく場合に限り付加可能
介護一時金特約	●特約給付金額 1契約につき、500万円まで(30万円以上、10万円単位)
認知症介護一時金特約	●特約給付金額 1契約につき、500万円まで(30万円以上、10万円単位)

09 特約の更新

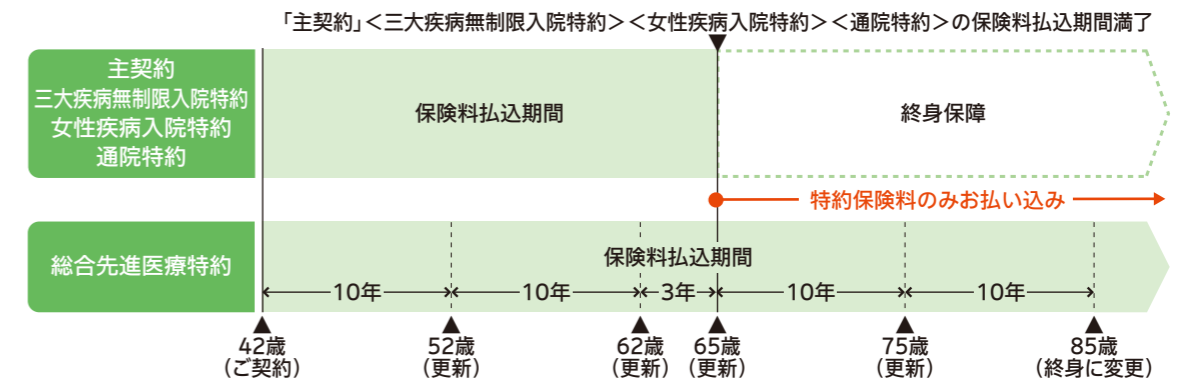
下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。更新しない場合は、特約保険期間満了日の2カ月前までにご連絡ください。更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、下記の特約を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金などを通算して判定します。

▶詳しくは [しおり](#) 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
総合先進医療特約	満80歳以下	10年*	<ul style="list-style-type: none"> 満81歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に变更して更新できます。 保険料のお払い込みが免除されている場合でも、更新できます。

* 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払い込みいただくことにより継続できます。特約の保険期間は10年で自動更新されます。その場合、特約保険料のお払い込みは年払となります。月払・半年払でご契約の場合、お払込方法は年払へ変更になります。ただし、アフラックの定める範囲で、年払以外のお払込方法もお取り扱いいたします。

◀例>充実プランLの65歳払済を42歳(女性)でご契約の場合



● 照会・相談・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する照会・相談・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶詳しくは [注意喚起情報 P.27](#) をご確認ください。

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に**とくにご注意ください事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関する**とりきめ**を詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

反社会的勢力に該当する場合

01 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款にもとづき保険契約が解除されます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

02 正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身があるのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

➕補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- ・アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申し込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申し込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引き受け
- 「特別条件特則」を付加することで条件付でお引き受け
- 「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割り増ししてお引き受け
- 一部保障のみをお断り
- お申し込みをお断り

※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

※「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」が付加されたご契約をお引き受けする場合、お申し込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 **用語** することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき**
- **責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払い込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容がとくに重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取り消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

クーリング・オフ制度

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

03 所定の期間内であれば、お申し込みの撤回または解除ができます。

- 契約者(ご契約を申し込まれる方)は、つぎの**いずれかの日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、申し込まれたご契約の**撤回 **用語**** またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受け取った日」のいずれか遅い日

次ページへ続く▶

用語

● 「解除」とは
保険期間の途中でご契約を消滅させること

● 「撤回」とは
ご契約のお申し込み後に、申込者をご契約のお申し込みを取り下げること

- お申し込みの撤回などをした場合には、お払い込みいただいた金額をお返します。

【お申し込みの撤回などの方法】

P.21の期間内にアフラックホームページから撤回などのお申し出を送信していただくか、またはアフラック宛てに郵便により文書を送付してください。

- アフラックホームページよりお申し込みの撤回などをする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

こちらから
アクセス



- 郵便によりお申し込みの撤回などをする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉をもれなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回などの理由および撤回などをする意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途追加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号 アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申し込みの撤回などができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

04

保障の開始

▶▶参照 [しおり](#) お申込にあたって

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

〈三大疾病保険料払込免除特約〉〈三大疾病一時金特約〉のがん(悪性新生物)の保障には、「責任開始期(日)」までの **待ち期間** があります。

アフラックがご契約をお引き受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

A	待ち期間 がある	・〈三大疾病保険料払込免除特約〉〈三大疾病一時金特約〉のがん(悪性新生物)の保障
B	待ち期間 がない	・上記以外の保障

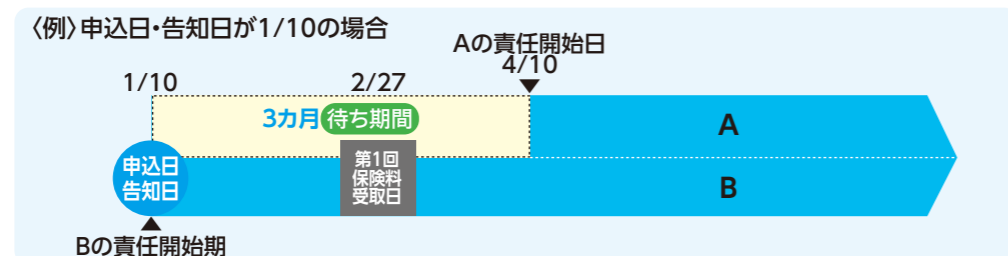
1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

個別取扱の場合

責任開始期(日)

Aの保障: 「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**

Bの保障: 「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日



※「申込日」とは、アフラック(募集代理店を含む)が申込書を受領した日をいいます。

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

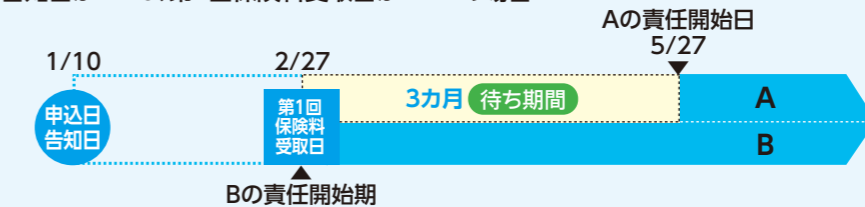
個別取扱の場合

責任開始期(日)

Aの保障: 「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受け取った日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3カ月を経過した日の翌日**

Bの保障: 「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受け取った日」のいずれか遅い日

〈例〉告知日が1/10、第1回保険料受取日が2/27の場合



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

05

お支払いできない場合

▶▶参照 [しおり](#) お支払いできない場合について

給付金などをお支払いできないことがあります。

- 責任開始期(日)より前に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払い込みがなかったため、ご契約が失効 [用語](#) している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合
〈例〉原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの

上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは [契約概要 P.04~11](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。


[用語](#)

- 「失効」とは

保険料のお払い込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金などは支払われない)

06 支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性が あると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、以下の方法でお問い合わせください。**

インターネットの場合 アフラックホームページ キーワードで検索 アフラック 給付金 検索 はこちらからアクセス 		お電話の場合 アフラック 保険金コンタクトセンター 0120-555-877 <small>通話料無料</small> <オペレーターによる受付> 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 <24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き> 年中無休(24時間受付) ●指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。
原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。		
請求書類のお取り寄せ <small>パソコン スマートフォン</small>	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。	
請求書類のダウンロード <small>パソコン</small>	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。	
給付金デジタル請求サービス <small>パソコン スマートフォン</small>	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。	

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合は上記窓口までご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.04～11** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金などの受取人に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
▶▶詳しくは **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07 保険料のお払い込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払い込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払い込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払い込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

- 失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、**ご契約の復活を請求できます。**この場合、告知と必要な保険料のお払い込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。
 - 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取り扱いはありません。
- ▶▶詳しくは **しおり** ご契約の復活 をご確認ください。

08 解約払戻金の有無は保険種類などによって異なります。

- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
 - 生命保険は預貯金などとは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
 - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、とくにご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については **契約概要 P.11** をご確認ください。
 - ご契約を解約すると、それに付加された特約・特則も同時に解約となります。
- ▶▶詳しくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

09 乗り換えや見直しは、契約者にとって不利益となる場合があります。

「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。とくに、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取り消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶▶詳しくは **02 告知義務 P.20～21** をご確認ください。

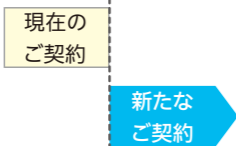
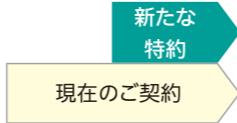
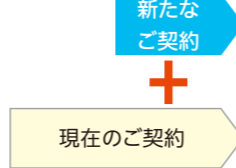
※契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態などによってはお引き受けできません。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合、あらためて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引き受けできない場合があります。

10 契約内容を見直す場合、以下の見直し方法があります。

	条件付解約	特約の中途付加	追加契約
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 
現在のご契約	消滅します*1	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※ 予定利率が現在のご契約より引き下げられ、 <u>保険料が引き上げられることがあります。</u>	被保険者の満年齢*2、保険料率*3により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払い込みいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払い込みいただきます。

*1 新たなご契約の責任開始期の属する日の前日に解約となります。
また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。
*2 主契約の保険料払込期間が終身払の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります。(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢。)
*3 中途付加日時点における保険料率となります。

● いずれの方法をご利用いただく場合もあらためて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態などによっては、ご利用できない場合があります。**




現在ご契約の医療保険の種類や内容によってはお取り扱いできない場合があります。

各医療保険の見直し方法の詳細については、アフラックホームページをご確認いただくか、アフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

11 アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。
- ▶▶詳しくは [しおり](#) 「生命保険契約者保護機構」についてをご確認ください。

生命保険契約者保護機構

 **03-3286-2820** 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。
[ホームページ https://www.seihohogo.jp/](https://www.seihohogo.jp/)

照会・相談・苦情の窓口

12 お客様の照会・相談・苦情をお受けします。

- 保険に関する照会・相談・苦情などがある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

 **0120-555-027** 受付時間 9:00～17:00
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)

- この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

一般社団法人 生命保険協会

[ホームページ https://www.seiho.or.jp/](https://www.seiho.or.jp/)

ご契約前に必ずご確認ください。

本商品は預金ではありません

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。

他のお取り引きへの影響について

- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。

募集代理店による事前確認などについて

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

お申し込みのお手続きなどでご留意いただきたいことから

- 申込書・告知書などは、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」などを契約者にお送りします。お申し込みの内容などと相違していないかどうかご確認ください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際には、振込依頼書の控えをお受け取りください。アフラックからは領収証の発行はできませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの生命保険募集人の登録状況・権限などに関して確認をご要望の場合は、アフラックまでご連絡ください。

その他重要事項

- この「その他重要事項」には、ご契約のお申し込みの際に「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認いただきたい補足的情報をまとめています。
- ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

01 個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「アフラックの個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

02 乳幼児医療費助成制度

お子さま(乳幼児)が医療機関で治療などを受けた際に、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳しくは、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

03 ダックの医療相談サポート

「ダックの医療相談サポート」は一部を除き無償でご利用いただけるサービスです。



サービス内容

- **オンライン医療相談サービス** (サービス提供会社：(株)メディカルノート)
 専門医を中心とした医療チームに、病気や身体に関する様々な悩みを月10回まで無料でご相談いただけます。一つのご相談に対しては何度でも追加質問ができますので、納得のいくまでご相談が可能です。
 ご契約者さまがご利用いただけます。
- **24時間健康電話相談サービス** (サービス提供会社：(株)ウェルネス医療情報センター)
 健康や医療に関するご相談に、看護師などの医療専門スタッフ(医師を除く)が24時間365日お電話でお応えします。気になる体の症状や治療のご相談にも応じます。
 ご契約者さまとご家族がご利用いただけます。
- **セカンドオピニオンサービス** ベストドクターズ®・サービス (サービス提供会社：(株)法研)
 セカンドオピニオンとは、納得がいく治療方法を選択できるように、現在診療を受けている主治医とは別の医師に診断や治療方針・方法など「第二の意見」を求めることです。このサービスでは、優秀な医師の中からご利用者さまの病名や症状にあわせて専門医をご紹介します。
 被保険者さまがご利用いただけます。

■ **治療を目的とした専門医紹介サービス** ベストドクターズ・サービス (サービス提供会社：(株)法研)
 医師同士の相互評価で一定の評価を得た優秀な医師の中から、ご利用者さまの病名や症状にあわせて専門医をご紹介します。医師から受診の承諾を得た後にご紹介しますので、紹介されたものの実際には診てもらえないなどという心配はありません。

被保険者さまがご利用いただけます。

■ **メンタルヘルス電話相談サービス** (サービス提供会社：(株)保健同人社)
 こころの悩みや不安に対するご相談に医師や心理専門相談員がお電話でお応えします。

被保険者さまがご利用いただけます。

■ **メンタルヘルス面談サービス** (サービス提供会社：(株)保健同人社)
 全国約180カ所*の提携機関にて、医師や心理専門相談員による面談をご利用いただけます。

*2020年8月現在

被保険者さまがご利用いただけます。

■ **介護電話相談サービス** (サービス提供会社：(株)ウェルネス医療情報センター)
 公的介護保険制度の詳細やホームヘルパーの依頼先など、介護に関するご相談に専門のスタッフがお応えします。各種介護サービス会社・施設などもご紹介します。

ご契約者さまとご家族がご利用いただけます。

※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

各サービスについて、詳しくは下記ホームページ、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」をご確認ください。

URL <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/iryosoudansupport.html>

サービスに関する注意事項

■ ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)メディカルノート、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 対象の医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。対象の医療保険のご契約が終了している場合、また失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2021年12月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

■ オンライン医療相談サービスに関する注意事項

- 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- 医療過誤・裁判係争中の問題に関するご相談、医師への相談または紹介、メンタルヘルスに関する相談はお受けすることができません。
- 相談員の指名、コールセンターから指定の番号へのお電話、オンライン医療相談以外でのご相談(電話・メール・書面など)はお受けすることができません。
- その他、ご利用者さまの状況・ご相談内容・ご利用回数などにより、ご利用を制限または停止する場合がございます。
- 法人契約の場合や、ご契約を解約した場合は、本サービスはご利用いただけません。

■ 24時間健康電話相談サービス、介護電話相談サービスにおける注意事項

- 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療、介護に関する情報提供を目的としており、診療行為またはこれに類似するものではありません。
- 医療過誤・裁判係争中の問題に関するご相談、医師への相談または紹介、メンタルヘルスに関する相談はお受けすることができません。

■ セカンドオピニオンサービス、治療を目的とした専門医紹介サービスにおける注意事項

- 病名が判明している場合に限りご利用可能です。また、すでに終了している治療についてのご相談やご依頼は受けられません。
- 救急に関するご相談やご依頼は受けられません。
- **医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外は自己負担となります。 ※紹介状作成費用、交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用などは自己負担となります。**
- 医療過誤、裁判係争中の問題、および交通事故に起因する傷病などに関するご相談やご依頼は受けられません。
- すべての病気・ケガを対象とするものではありません。
 例えば①美容外科、心療内科、精神科、歯科および口腔外科に関するご相談やご依頼、②日常的にみられる傷病などの治療であって専門性を必要としないものに関するご相談やご依頼は受けられません。
- 医師の指定はできません。

■ メンタルヘルス電話相談サービスに関する注意事項

- 1回のご利用時間は30分までとなります。

■ メンタルヘルス面談サービスに関する注意事項


- 心理専門相談員への相談は1年間*に5回まで無料です。**6回目以降は有料となります。**
 - **医師との面談にかかる費用は自己負担となります。**
 - 1回のご利用時間は60分までとなります。
- *4月1日～翌年3月31日までの期間を1年間とします。

04 ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
 便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト



ご登録者さま限定
 ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
 提供元：(株)メディカルノート

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
 ご登録ください。


※法人契約の場合はご利用いただけません。

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
 プロの医療チームがオンラインでお応えします！

※本サービスは、診断その他の医療行為を
 提供するものではありません。

月10回まで
 相談無料

スマホは
 こちらから



05 Web約款について

memo

「Web約款」とは、アフラックのホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- ① アフラックのホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①②③④の手順で閲覧できます。

- ① インターネットでアフラックのホームページにアクセス
アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページでの「Web約款 ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ Web約款ページの「金融機関代理店でお申し込みいただいたお客様はこちらをご覧ください」を選択
- ④ 「商品名」から該当の「Web約款」を選択

右記より、Web約款のページにアクセスすることが可能です。



冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

申込書上の「ご契約のしおり・約款」の冊子希望欄の「はい」に○をつけてください。